

## 横浜市と第一生命保険株式会社が、 子ども・青少年施策に係る包括的連携に関する協定を締結!!

横浜市は、将来にわたり安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、子どもたちの健やかな育ちを守る取組を推進しています。

このたび、これらの取組をより一層推進するため、第一生命保険株式会社（以下、第一生命）と協定を締結しました。

### 1 経緯

昨年、第一生命から、横浜市の「共創フロント(※)」に対して、子ども・青少年施策における連携についてのご提案をいただきました。

その後、両者で協議を重ね、「横浜市と第一生命保険株式会社の子ども・青少年施策に係る包括的連携に関する協定」を締結することとなりました。

#### ※「共創フロント」

行政と民間が連携し、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために民間企業・団体からのご相談・ご提案を受け付ける横浜市の窓口です。

(URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/front.html>)

### 2 協定の内容

- (1) 地域における子育て支援に関する取組
- (2) 児童虐待防止啓発活動に関する取組
- (3) 社会福祉施設等への寄附
- (4) 青少年の健全育成に関する取組
- (5) 困難を抱える若者の支援に関する取組
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- (7) その他、本協定の目的に資すること

一生涯のパートナー

**第一生命**

 Dai-ichi Life Group

### 3 具体的な取組例

- (1) 横浜市子育て家庭応援事業「ハマハグ」、横浜子育てサポートシステムの広報
- (2) 児童虐待防止啓発リーフレットの配布、オレンジリボンの着用
- (3) 保育・教育施設、地域子育て支援拠点等への寄附（消毒液、マスク等）
- (4) 子ども・青少年への金融保険・消費者講座の開催
- (5) 困難を抱える若者の自立支援に関する情報提供
- (6) ライフデザイン講座の共同開催



#### 4 協定締結式の様子

令和3年6月23日（水）に、横浜市子ども青少年局長 吉川 直友、第一生命保険株式会社 横浜総合支社長 井上 聡 様、新横浜支社長 加藤 誠 様参加のもと、協定締結式を行いました。



吉川子ども青少年局長（左）、井上横浜総合支社長（中央）、加藤新横浜支社長（右）

#### 【参考】第一生命保険株式会社概要

- 会社名：第一生命保険株式会社
- 本社所在地：東京都千代田区有楽町1-13-1
- 代表者：代表取締役社長 稲垣 精二
- 設立：1902年（明治35年）9月15日
- 事業所：支社92か所、営業オフィス等1,259か所（2021年3月末）  
※横浜市管下支社：5か所  
横浜市内営業担当者：約2,000人（2021年3月末）

#### お問合せ先

子ども青少年局企画調整課長	田口 香苗	Tel 045-671-4280
第一生命保険株式会社横浜総合支社次席支社長	恒川 剛慶	Tel 045-451-7000

横浜市と第一生命保険株式会社との子ども・青少年施策に係る  
包括的連携に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互に協力し、子ども・青少年に関する取組みを通じて、子どもの健やかな成長を守り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりに資するため、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を協力して実施するものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- （1）地域における子育て支援に関する取組
- （2）児童虐待防止啓発活動に関する取組
- （3）児童福祉施設等への寄附
- （4）青少年の健全育成に関する取組
- （5）困難を抱える若者の自立支援に関する取組
- （6）ワーク・ライフ・バランスに関する取組
- （7）その他、本協定の目的に資すること

（事業の推進）

第2条 前条各号に定める連携・協力事項の具体的な内容については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で決定し、実施するものとする。

- 2 前条各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、市内事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議により、前条各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、前条各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（成果の利用等）

第3条 事業協力による成果の利用などについては、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙のいずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く）に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 本協定に関して疑義あるいは課題が生じた場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月23日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 林 文子

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号  
第一生命保険株式会社  
横浜総合支社長 井上 聡